

★訪問介護回数の多い利用者に係る届出について

1. 届出の対象

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付をした下記(1)～(4)の居宅サービス計画により、要介護度に応じた基準回数以上の訪問介護を位置付けたものとします。

- (1) 新規に居宅サービス計画を作成した場合
- (2) 要介護更新認定後、初回の居宅サービス計画を作成した場合
- (3) 要介護度の変更に伴い、訪問回数が基準回数以上となった場合
- (4) 居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数以上となった場合

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数は含みません。

訪問介護（身体介護と生活援助の報酬）

区 分	時 間	単 位
身体介護中心型	20分未満	165単位
	20分以上30分未満	248単位
	30分以上1時間未満	394単位
	1時間以上1時間30分未満	575単位
	以降30分を増すごとに算定	83単位
	生活援助加算	66単位
生活援助中心型	20分以上45分未満	181単位
	45分以上	223単位
通院等乗降介助		98単位

この部分にあたる計画が届出対象

2. 提出書類

- (1) アセスメント表・基本情報
- (2) 居宅サービス計画表 (1)「第 1 表」(利用者へ交付し, 署名があるもの)
- (3) 居宅サービス計画表 (2)「第 2 表」
- (4) 週間サービス計画表「第 3 表」
- (5) サービス担当者会議の要点「第 4 表」
- (6) 居宅介護支援経過「第 5 表」(生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみで可)
- (7) サービス利用票「第 6 表」
- (8) サービス利用票別表「第 7 表」
- (9) 届出書(別紙様式を参照)

3. 提出先

〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地
常陸太田市 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係
※郵送による提出も可とします。

4. 提出期限

翌月の末日までに届け出てください。

<例>10 月に作成したもの⇒11 月末日までに届出が必要となります。

5. 地域ケア会議での検討

届出の対象となる居宅サービス計画については, 提出後に地域ケア会議等(多職種による会議)で検証することがあります。その場合は担当介護支援専門員にも地域ケア会議等に参加していただくこととなります。